

公文書の改ざん・隠ぺいとは何が

成城大学非常勤講師
瀬畑 源

「桜を見る会」問題の本質は

異常な「公文書の廃棄」

公文書は民主主義を支える国民の財産です。それが国民の目につかないように隠ぺいされたり、国民に知らされないまま一方的に廃棄されたりしています。この現状をどのように考えたらよいのでしょうか。成城大学共通教育センター非常勤講師の瀬畑源さんに寄稿していただきました。(見出しは編集部)



瀬畑さん

首相主催の「桜を見る会」に、安倍首相などの与党関係者の支持者が多数招かれていたことが発覚し、税金を私物化しているとの批判をされました。一見すると、国政を揺る

がすほどの話ではないように見えるかもしれませんが、安倍政権で人数が拡大しているとはいえ、歴代の首相や与党も同様のことをしていたから

しかし、問題の本質はそこにあるではありません。最も重要な点は公文書の廃棄です。

桜を見る会は昨年4月13日に行なわれましたが、共産党の宮本徹議員が5月21日に国会で質疑を行なった際に、すでに招待者名簿は「保存期間が1年未満なので廃棄した」と説明されていました。その



60年以上前の「桜を観る会」の名簿が保管されていた国立公文書館

後、宮本議員が質問を通告した日に、一連の公文書をシュレッダーで廃棄し、電子データもその後で廃棄したことが

「1年未満」で合法的に廃棄

この回答を見て思い出すのは、南スーダンPKO日報問題と森友問題です。日報問題では、情報公開請求を受けた日報を「保存期間は1年未満」として廃棄したことで、請求から逃れようとした。しかし、後にデータをコピーして持っていたことが明らかになり、当時の稲田朋美防衛相は辞任に追い込まれま

した。森友問題では、森友学園と財務省近畿財務局との交渉記録が、やはり「1年未満」とされていた。そして、決裁文書まで改ざんして、首相夫人の関与などを隠そうとしたのです。これも後から、「コピー」などの残っている文書が公開されました。なぜ「1年未満」という保存期間が説明として使われるのでしょうか。公文書管理法では、保存期間が1年以上の文書の場合、外部のチェック

きちんと公開してこなかった

歴代の自民党政権

問題が起きたときに、公文書がきちんと公開され、それに基づいて問題点が整理されたこととして、請求から逃れようとした。しかし、後にデータをコピーして持っていたことが明らかになり、当時の稲田朋美防衛相は辞任に追い込まれま

問題が起きたときに、公文書が不透明となり、一向に建設的な話し合いにならないので、これは、野党ではなく、政府側の説明に問題があります。ただ、考えてほしいのは、何か問題が起きたときに公文書で説明するというのが、これまできちんと行なわれてきたかということです。実

主権者として関心

情報にアクセスし「武装」

かつてアメリカの第四代大統領ジェームズ・マディソンは、資料1のような言葉を残しています。行政の持つ情報にアクセスし、自らを「武装」しなければならぬ。主権者であろうとするためには、情報入手して自らの考え方を鍛える必要があるのです。

日本では、細川政権や民主党政権などの短い期間を除いては、自民党が政権の座につ

き続けています。そのため、自民党と官僚は情報を独占し、野党や市民に情報を渡すことを制限してきました。与党の人が「野党の言っていることは非現実的だ」という批判をするのがありますが、情報を与えられていないのですから、そうなりがちなのは仕方

ちの中には、文書を作らなかつたり、廃棄したり、「個

人的なメモ」として公文書にしない、というテクニックを使って、制度を骨抜きにしようとする人たちが現れま

か)までを決める法律を作ったのです。公文書管理法は、現在と未来の国民に対する説明責任を果たすために、政策決定過程がわかるように文書を作らなければなりません。しかし、ルールが変わっても、必ずしも政治家や官僚

の意識が変わるわけではありませぬ。また、市民のこの制度への関心は決して高いわけではありませぬ。文書が捨てられたり、墨塗りされたりすると「けしからん」という世論が高まりますが、どうすればこの状態を改善させるのかという点にまで意識が向かっているように見えます。

民主主義の社会において、公文書がきちんと作成され、残され、公開されることが当たり前になることが必要

官僚制は情報を独占する

官僚制研究の代表的な論者であるマックス・ウェーバーは、官僚制は情報を独占しようとする本能があるとします。情報は「権力の源」です。みなさんも自分のことに置き換えて考えてみてください。自分だけが情報を知っている、相手は何も知らないときは、相手を一定の方向に誘導しやすくなると思いませんか。相手に重要な情報を知らせない方が、自分の考えた政策を行なうのには都合が良いのです。

よって、行政が持っている情報をきちんと公開できる仕組みがないと、権力によって都合の良い情報だけが流され、主権者である市民は真実を見抜くことはできず、権力者の恣意的な方向に世論を誘導されかねないのです。そこで、行政の情報にアクセスするための「情報公開制度」が重要になるのです。

なはずで、政府が説明責任を文書で果たすこと。それが当たり前だと声を上げ続ける必要があります。また、情報公開制度ももっと利用されるべきだと思います。例えば、土壌業者がよく請求する公共工事の「金入り設計書」のように、情報公開の利用者が増えれば、情報提供という使いやすさの形での公開が進むこともあるのです。制度そのものへの関心を少しでも深めてほしいと願っています。

資料1

情報が行き渡っていない、あるいは入手する手段のない「人民の政府」なる存在は、笑劇か悲劇の序章か、あるいはその両方以外のなにものでもない。

知識は無知を永遠に支配する。だから、自ら統治者となろうとする人々は、知識が与える力で自らを武装しなければならない。

ジェームズ・マディソン
(米国第四代大統領)、1822年8月4日

政府が説明責任を文書で果すのは当たり前

そのため、情報公開が機能するための公文書管理法が必要だということになり、たまたまこの問題に興味を持った

た。そのために、情報公開が機能するための公文書管理法が必要だということになり、たまたまこの問題に興味を持った

た。そのために、情報公開が機能するための公文書管理法が必要だということになり、たまたまこの問題に興味を持った

た。そのために、情報公開が機能するための公文書管理法が必要だということになり、たまたまこの問題に興味を持った

た。そのために、情報公開が機能するための公文書管理法が必要だということになり、たまたまこの問題に興味を持った